

「沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を全部改正

「沼津市盛土等の規制に関する条例」を制定

規制を強化して



令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、国・県がそれぞれ盛土を規制する法律や条例を整備しました。これを受けて、本市においても県条例との整合を図り、適用範囲を補完し、盛土等に関する規制内容を強化するため、条例の改正が行われることとなり、本定例会に議案として上程され、建設水道委員会において審査しました。

ここでは、その内容をお知らせします。

国

これまでの「宅地造成等規制法」を改正

「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)」として令和5年5月から施行

主な改正内容

- 災害を発生させるおそれ大きい盛土等を「特定盛土等」として定義
- 特定盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域に指定し、区域内での盛土等を許可制に
- 土地の所有者などの管理責任の所在を明確化
- 罰則を強化（個人の場合、3年以下の懲役または1,000万円以下の罰金。法人の場合、3億円以下の罰金）

県

これまでの「静岡県土採取等規制条例」から分割

「静岡県盛土等の規制に関する条例」として令和4年7月から施行

主な改正内容

- 面積1,000㎡以上または土量1,000㎡以上の盛土等について許可制を導入
- 環境保全のための基準（土砂基準等）を規定
- 適正管理のための定期的な報告を義務付け
- 人的被害のおそれがある場合は、土砂等搬入禁止区域を指定
- 罰則を強化（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）

市

これまでの盛土規制に関する「沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を全部改正

「沼津市盛土等の規制に関する条例」として令和5年10月から施行

主な改正内容

目的の明確化

- 目的に「市民の生命、身体及び財産を保護する」を追加

用語の定義

- 盛土等の定義を「盛土、埋立てその他土地への土砂等の堆積」とする
- 事業主の定義を「自ら事業を行う土地の所有者または事業を行う権限を有する者」とする

責務の明確化

- 市、事業主等、土地所有者等、土砂等を発生させる者、土砂等を搬入する者の責務を規定

適用範囲の拡大（県条例の規制の及ばない小規模な盛土等を規制）

- 適用範囲をこれまでの市街化調整区域における事業から、市内全域における事業に拡大併せて県条例の許可に係る事業を適用除外とする
- 対象を、**事業区域の面積が500㎡以上1,000㎡未満かつ盛土等の高さが1m以上の事業**または**土砂等の量が500㎡以上1,000㎡未満の事業**とする

事前周知の義務化

- 事業を行おうとする者は、事前に周辺住民等に対して説明会等により、**事業内容を周知**しなければならない

報告の義務化

- 事業主は土砂等管理台帳の写しを添えて、事業に用いられた土砂等の量を市長に報告しなければならない

改善措置の勧告の発出

- 必要に応じて土地所有者等に、災害防止のために必要な**改善措置**を取るよう勧告することができる

罰則を強化（地方自治法の上限に引上げ）

- 2年以下の懲役または100万円以下の罰金

